

— 第1章 —  
プランの策定にあたって

1

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1 プランの名称

計画の名称は、「第3次三豊市男女共同参画プラン」とします。

## 2 プラン策定の経緯

国においては、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法に基づく平成12年の第1次男女共同参画基本計画の策定以来、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」の実現を、社会全体で取り組むべき最重要課題と位置づけてきました。

さらに、近年の少子高齢化、そして人口減少社会を迎える中で、経済成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、「女性の力」が不可欠であることから、国においては、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」と表記)」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。また、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成のため目指すべき社会の将来像が示されました。さらに『一億総活躍社会の実現』が提言される等、女性が自分らしく活躍できる環境整備が進められています。

香川県においても、平成27年12月に「第3次かがわ男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い取り組みを着実に進めるとともに、「男女の仕事と生活の調和」や「働く女性の活躍推進」等の施策を盛り込み、女性活躍推進法を踏まえた取り組みも一体的に推進していくこととしています。

三豊市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現のため、平成20年3月に「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として「第1次三豊市男女共同参画プラン」を策定しました。また、平成25年には「第2次三豊市男女共同参画プラン」を策定、その後、平成28年4月には「三豊市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に向けた取り組みを進めてきました。

このたび、「第2次三豊市男女共同参画プラン」の期間が最終年度を迎えることから、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、新たな基本計画として「第3次三豊市男女共同参画プラン」を策定しました。

### 3 プランの位置づけと性格

- このプランは、国の「男女共同参画基本計画」、香川県の「かがわ男女共同参画プラン」との整合性を図りつつ、本市の特性に応じた男女共同参画の取り組みを盛り込んだ総合的かつ具体的な計画です。
- このプランは、市、市民及び事業者・団体が、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場において男女共同参画を推進するための目標・指針となるものです。
- このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV(※)防止法」と表記)」に基づく基本計画としても位置づけています。
- このプランは、女性活躍推進法に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての推進計画」としての性格も併せ持つものとして位置付けています。



### 4 プランの期間と進行管理

プランの期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

プランはPDCA(※)サイクルを念頭に、施策・事業の推進状況を毎年把握し、三豊市第2次総合計画等各種計画との整合性を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

| 平成<br>20年度<br>(2008) | 平成<br>21年度<br>(2009) | 平成<br>22年度<br>(2010) | 平成<br>23年度<br>(2011) | 平成<br>24年度<br>(2012) | 平成<br>25年度<br>(2013) | 平成<br>26年度<br>(2014) | 平成<br>27年度<br>(2015) | 平成<br>28年度<br>(2016) | 平成<br>29年度<br>(2017) |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第1次プラン期間             |                      |                      |                      | 第2次プラン期間             |                      |                      |                      |                      |                      |
|                      |                      |                      |                      | 見直し                  |                      |                      |                      |                      | 見直し                  |

| 2018年度    | 2019年度       | 2020年度       | 2021年度       | 2022年度         |
|-----------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 第3次プラン期間  |              |              |              |                |
| 事業推進<br>↓ | 事業推進<br>評価 ↓ | 事業推進<br>評価 ↓ | 事業推進<br>評価 ↓ | 事業推進<br>評価・見直し |

※DV…ドメスティック・バイオレンス 配偶者や元配偶者等(恋人含む)への暴力のこと。身体的暴力に限らず精神的・経済的・性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※PDCA…Plan・プラン(計画)Do・ドゥ(実行)Check・チェック(点検・評価)Action・アクション(改善・処置)サイクルによる評価と見直し。